

保育所や認定こども園等における こどもの意見の尊重等 に関する取組事例集



日本総研

The Japan Research Institute, Limited

令和7年3月

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
保育所や認定こども園等におけるこどもの意見の尊重等に関する調査研究

目次

第1章 こどもの意見の尊重に関する基本的な考え方

P2

- 1-1. はじめに
- 1-2. こども基本法におけるこどもの意見の尊重
- 1-3. こどもの権利や意見の尊重の推進に向けて
- 1-4. 保育所や認定こども園等におけるこども基本法の基本理念の考え方

第2章 こどもが思いや考えを表せるようにするための工夫と課題 -こどもの意見の表明と社会参画の機会の確保の観点から-

P7

- 2-1. 安心して、思いや考えを表現できるようにする
- 2-2. 一人一人の興味や関心を大切にする
- 2-3. 話し合いの経験を通し、互いの考えや思いを認め合う
- 2-4. 社会とのつながりを意識する

第3章 こどもの思いや考えを受け止めるための工夫と課題 -こどもの意見の尊重と最善の利益を優先して考慮する観点から-

P12

- 3-1. こどもの思いや考えを尊重する
- 3-2. “こどもにとって何が最善か”を問い続ける

第4章 園全体での取組

P15

- 4-1. 園全体の工夫についての参考情報

第1章

こどもの意見の尊重に関する基本的な考え方

1-1. はじめに



POINT

- ✓ 保育所や認定こども園等におけるこどもの意見や思い、考えの尊重に関する実践上の配慮や工夫について、ポイントをまとめています。
- ✓ ガイドラインやマニュアルではないため、地域特性や園の実情にあわせ、各園における創意工夫のもとで活用されることが期待されます。

本資料の位置付けと留意事項

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「保育所や認定こども園等におけるこどもの意見の尊重等に関する調査研究」では、各保育所や認定こども園等における、こどもの意見や思い、考えの尊重についての実践上の配慮や工夫に関する調査を行いました。これを踏まえて、本資料では、調査で確認・収集された参考となる事例とそのポイントを整理し、まとめました。

各取組事例においては、園の保育実践の改善・充実につなげることを目的として、以下の観点で作成しております。

- こどもが思いや考えを表せるようにするための工夫と課題
-こどもの意見の表明と社会参画の機会の確保の観点から-（第2章参照）
- こどもの思いや考えを受け止めるための工夫と課題
-こどもの意見の尊重と最善の利益を優先して考慮する観点から-（第3章参照）
- 園全体での取組を支えるために（第4章参照）

なお、本資料は、ガイドラインやマニュアルではないため、こどもの背景・特性や地域特性、園の実情により、各園における創意工夫のもとで活用されることが期待されます。

こどもの意見の尊重に関する取り組みは、終わりのないテーマであるため、一人一人の保育者、保育者同士、園全体、保護者、地域の皆で絶えず考え、見直し続けていただくことが求められます。

本資料を参考にしてこどもの意見や思い、考えを尊重した保育を一層進めていただけたらと存じます。



1-2. こども基本法におけるこどもの意見の尊重



POINT

- ✓ こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法です。
- ✓ こども基本法には、こども施策の基本理念として、こどもの意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることなどが規定されています。

こども基本法

こども基本法は、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法です。

こども施策の基本理念として、以下の内容が規定されています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



出所：こども家庭庁「こども基本法」のWebサイトより

こども基本法におけるこどもの意見の尊重の位置づけ

こども基本法第3条では、こども施策の基本理念として、「3.全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」「4.全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」等が規定されています。

こども基本法第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。

1-3. こどもの権利や意見の尊重の推進に向けて



POINT

- ✓ こども基本法や児童福祉法等を踏まえて、こどもの意見の尊重を推進していく組織風土を醸成し、組織内で、こどもの意見の尊重という観点から、自園の保育を絶えず見直し、その質の向上を図っていくことが必要です。

こどもが権利の主体であること

こどもの権利やその意見の尊重については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条において、児童の権利に関する条約の理念を踏まえて、こどもを権利の主体として位置付ける児童福祉の理念が明確化されるなどしています。

また、令和5年12月に策定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」においても、「はじめに」の冒頭にて、「こどもは、生まれながらにして権利の主体であり、その固有の権利が保障されなければならない。」との文言があり、こどもが権利の主体であることが明記されています。

本ビジョンにおいては、こどもの誕生前から幼児期までは人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であり、本ビジョンが目指す社会の例として以下が掲げられています。

- 乳幼児を含めた全てのこどもが誰一人取り残されずに、権利主体として、命と尊厳と権利を守られる社会
- 乳幼児の思いや願いが受け止められ、社会への参画が応援される社会

また、本ビジョンはこども基本法の基本理念にのっとり理念を定めています。その中で、「こどもの思いや願いが受け止められ、主体性が大事にされている」ということが挙げられています。以下、引用です。

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達に応じて、言葉だけでなく、表情や行動など様々な形でこどもが発する声や、声なき声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、こどもの今と未来を見据えて「こどもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。

（こども基本法第3条第3号及び第4号関係）

こどもの意見を尊重した保育を実践していくために

こどもの意見を尊重した保育を実践していくためには、こども基本法の理念を踏まえて、こどもの意見の尊重を推進していく組織風土の醸成が求められます。

こどもの意見の尊重を推進していくには、日々の保育のなかで、こどもが思いや考えを表せる環境を整え、また、こどもの思いや考えを受け止め、それらを尊重した保育実践に努めるとともに、その保育実践を振り返ることが必要です。また、保育の計画の見直し等の園全体の取組にもつなげ、園として保育の質を高めていきます。また、園内だけでなく、保護者や地域、自治体等との連携など、様々な取組を行うことが考えられます。

1-4. 保育所や認定こども園等における こども基本法の基本理念の考え方

**その年齢及び発達に応じて、
自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること**
(事例集 第2章 2-1、2-2)

- 保育者がこどもをそれぞれに思いや願いをもって育ちゆく一人の人間として捉え、受け止めること
によって、こどもは安心感や信頼感をもって活動できるようになります。
- 身近な人との信頼関係の下で安心して過ごせる場において、こどもは自分の意思を表現し、意
欲をもって自ら周囲の環境に関わっていきます。このことを踏まえ、保育に当たっては、一人一人
のこどもの主体性を尊重し、こどもの自己肯定感が育まれるよう対応していくことが重要です。

(参考：保育所保育指針 第1章 1(3)，幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章 第1-1 等)

**その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して
多様な社会的活動に参画する機会が確保されること**
(事例集 第2章 2-3、2-4)

- 保育所や認定こども園等での生活において、地域の身近な人々と触れ合う中で、人との様々な
関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみを
もつようになります。
- 保育所や認定こども園等の内外の様々な環境に関わる中で、社会とのつながりなどを意識する
ようになります。

(参考：保育所保育指針 第1章 4(2)オ，幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章 第1-3(3)オ 等)

**全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、
その最善の利益が優先して考慮されること**
(事例集 第3章 3-1、3-2)

- 保育所や認定こども園等での生活や遊びを通して、思いを伝え合うことの大切さや難しさ、それぞ
れの多様な個性や考えなどに気が付いていきます。
- こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環
境を整えることが大切です。
- 「最善の利益を考慮」とは、「そのこどもにとって最も善いことは何か」を考慮するという意味です。
保育所や認定こども園等の保育において、こどもの最善の利益を考慮することは、とても重要です。
- ただし、こどもの意見や思い、考えをそのまま叶えることを求めているわけではなく、年齢及び発達
の程度に応じて、意見や思い、考えを尊重し、その最善の利益を考慮した結果、こどもから示された
意見や思い、考えとは異なる対応をとることも考えられます。

(参考：保育所保育指針 第1章 1(3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章 第1-1 等)

第2章

こどもが思いや考えを表せるようにするための工夫と課題
-こどもの意見の表明と社会参画の機会の確保の観点から-

2-1. 安心して、思いや考えを表現できるようにする

POINT

- ✓ 身近な人との信頼関係の下で、安心して過ごせる場だからこそ、こどもは、自分の思いや願い、考えを表現することができます。
- ✓ 保育者は、こどもの表情や言動の背後にある思いや願い、考えを温かく受け止め、共感しながら関わることで、信頼関係を築いていくことが大切です。
- ✓ こどもの思いや考えの表現の仕方は、年齢や発達の程度、その時々状況や経緯によって異なりますので、それらを丁寧に汲み取りましょう。

ゆったりとした関わりを大切に

特に、0歳児や1歳児とは一対一で向き合う時間を大切にしています。おむつ替えのタイミングも、こどもにとっては、保育者を独り占めできる楽しい時間になっています。こどもからの発声や喃語の語りかけに、保育者は笑顔で応じ、優しく言葉で返すなど、ゆったりとした関わりを心がけています。



こどもが安心して過ごせる場を作る

こどもが安心できる場所を大切にしています。こどもは自分のクラスだけでなく、「今日はこの場所で遊びたい！」「隣のクラスのおもちゃで遊びたい！」というときもあります。できるだけこどもも安心して遊べるよう、職員間で連携を図っています。



様々な表現の方法を大切にする

こどもは一人一人、心の中にたくさんの思いや考えをもっています。みんなの前では言えないけれど、こっそり担任には伝えられることもあります。また、言葉だけではなく、大好きなおもちゃや自分で描いた絵、ブロックで形作ったものを介して、自分の思いや考えを伝えてきてくれる時もあります。

保育者は、常にこどもが安心して意見が言えるように、大人の思いを押し付けることなく、一人一人に応じて、柔軟に対応することを心掛けています。



思いや考えを表すいろいろな方法

- こどもは、自分の気持ちをそのまま声や表情、身体の動きなどで表すことがあります。そうした思いを、保育者や友達に受け止められることで、自分なりに表現することの喜びを味わいます。
- 幼児期の後半になると、表現の幅も広がります。身近にある様々な素材を選んで、自分で、あるいは、友達と一緒に何かを作り上げたり、その過程を楽しんだりします。こうした活動もまた、こどもが自分の思いや考えを表す大事な方法です。
- 自分の気持ちを一番適切に表現する方法を選ぶことができるように、様々な表現の素材や方法を経験することを支えましょう。

2-2. 一人一人の興味や関心を大切に



POINT

- ✓ 保育所や認定こども園等は、すべてのこどもたちが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合う場であり、それらの保育は、環境を通して行うことを基本としています。
- ✓ こどもは、自分の存在を受け止めてもらえる保育者や友達との安定した関係の中で、自ら環境に関わり、興味や関心を広げ、様々な活動や遊びにおいて、ワクワクするような豊かな体験を重ねていきます。
- ✓ ただし、発達過程や個人差によって、こども一人一人の環境の受け止め方や見方、環境への関わり方は異なります。保育者は、こどもたちの個性を尊重し、一人一人の興味や関心に沿った環境を構成することが求められます。

こどもの「遊びたい！」を引き出す環境づくり

こどもそれぞれの思いに沿って、興味や関心を示すことができる環境づくりが大切。おもちゃは、全て、子どもの手の届く場所にあり、こどもが、触りたい！遊びたい！時に、自由に手にとり、好きな遊びができるようにしています。こどもの様子をよく観察し、おもちゃを入れ替えたりしながら、マンネリ化しないように気をつけています。



こどもに対する理解を深める

担当する保育者同士だけでなく、園全体等でも、こどもの様子を伝え合い、こどもに丁寧に対応できる協力体制をとっています。こどもの育ちの姿についての情報共有をしっかりと行うことで、こども一人一人に対する理解を深め、職員みんなで、こどもの興味や関心を広げ、活動や遊びがもっと楽しくなるよう努めています。



興味や関心を広げる援助の工夫

- こどもに対する保育者の援助は、一緒に遊ぶ・共感する・助言する・提案する・見守る・環境を構成するなど、多岐にわたります。同じこども、同じような場面であっても、その時々状況によって援助のあり方は一律なものではありません。こどもの興味や関心に沿った主体的な活動を促すよう、状況に応じて多様な方法で適切に援助していくことが求められます。
- こどもの年齢や発達に応じて、こどもがじっくり活動に取り組むことができるだけの時間、空間、遊具などを確保したり、こどもたちの活動の流れや広がりに合わせて、環境を再構成していくことも重要です。

2-3. 話し合いの経験を通し、互いの考えや思いを認め合う

POINT

- ✓ 保育者や友達との信頼関係の中で、自分の話を聞いてもらうことにより、こどもは、自分の考えや思いが相手に伝わる喜びを味わいます。また、自分も相手の話を聞きたいという意欲や態度が育ち、互いに伝え合うことの楽しさを経験します。
- ✓ こうした経験を通し、こどもは、相手への共感や思いやりの心を持つとともに、それぞれの多様な個性や考えなどに気づき、互いを尊重し、認め合うようになります。



安心して発言できるようにする

話し合いの場では保育者が良い悪いを決めてしまう事はせず、子どもの思いを聞きとる事を第一にしています。必要があれば、保育者からも声をかけたり、子どもたちが安心して自分の意見を言えるよう工夫しています。

こどもたちで解決策を見つける

園生活の中で生じる困りごとについては、こどもたち同士で話し合って、解決策を見つけられるよう促しています。例えば、園庭で転ぶ子が多いけれど、どうしたら防げるか、鬼ごっこをする時に約束を守らない子がいたらどうするか、等々。いろいろな考えや意見が飛び交います。

こどもたちの様子を見つつ、保育者が話し合いに参加しますが、少人数のグループで話し合う時などは、あえて見守るだけに徹することもあります。



「面白い」を伝えて、共有する

こどもたちの手に取りやすい場所に、図鑑やマイクロスコープ等を置いて、興味や関心を持ったものや好きなことについて、それぞれ自由に調べたり、それを友達と共有したりする機会を作っています。自分の好きなことについて、みんなに伝えているときのこどもたちは、とても良い表情をしています！また、それを聞いている他のこどもたちも、興味を持つようになったりもしています。

小さな発見でも、こどもたち同士で共有できる機会を設けており、人に伝え、認めてもらうことが、こどもたちの自信に繋がっています。



こども同士の思いや考えがぶつかり合うとき

- 自我が育ち、仲間とのつながりが深まる中で、時に自己主張をぶつけ合い、葛藤を経験することも増えていきます。
- 保育者は、まずはこどもの思いを十分に受け止めた上で、こどもが、自分の思いを相手に伝えることができるようにするとともに、相手にも思いがあることに気付くことができるように仲立ちすることが大切です。
- 時には、保育者が具体的な関わり方の見本を実際に行ってみたり言ってみたりして示すことで、こどもが対人的な場面でその状況に応じた適切な行動や言い方があることに気付くようにします。

2-4. 社会とのつながりを意識する



POINT

- ✓ こどもは、保育所や認定こども園等だけでなく、家庭や地域社会の一員として生活しています。
- ✓ 様々な世代の地域の人々で自分の生活と関係が深い人と触れ合ったり、交流したりすることは、人と関わる力の育ちにつながります。
- ✓ ただし、こうした活動を単なる“イベント”として終わらせず、こどもにとってどのような意味があるのか、こどもがどのような興味や関心を抱き、どのように関わろうとしているのかを考える必要があります。こどもが主体的に活動に参画するという視点を持つことが重要です。

こどもと地域との自然なつながり

地域の方とは、日常的に園内で一緒に活動したり、交流する機会を作っています。0歳児や1歳児も、地域の方と一緒に遊んだりします。園内で育てた野菜をプレゼントする時には、保育者がそっと手を添え、こどもたちが自分で「どうぞ」と渡せるように工夫するなど、こどもが「自分で渡したい！」という思いを大事にしています。こどもはもちろん、地域の方もとても喜んでくれています。



社会とのつながりは、こどもの興味や関心から

散歩の途中、植えてあるハーブに興味をもったこどもたち。持ち主である地域の方から、そのハーブを分けてもらい、こどもたちはとても喜んでいました。これをきっかけに、「ハーブをもっと知りたい！」「ハーブを食べてみたい！」と、こどもたちの関心は広がり、保育者はこどもたちの思いを受け止めながら、こどもと一緒に考え、ハーブの標本図鑑を作ったり、ハーブを使った調理を保育の中で行ったりするまで発展しました。保育園のことをよく知っている地域の方との何気ないやりとりが、こどもたちにとって、とても楽しく豊かな経験となりました。



地域社会とのつながりをどう考えるか

- コロナ禍を経て、それまで行っていた地域の人たちとの交流活動などがなくなり、地域社会とのつながりを持つ機会がなくなったという園も多いようです。
- ですが、活動ありきで考える必要はありません。例えば、こどもたちが、お店屋さんごっこや電車ごっこなどを楽しむ姿には、身近な生活のいろいろな場面における物事や人の行動への興味や関心が表れています。
- そうしたところを起点に、自分の生活を支える家庭や社会の仕組み、人々の働き、役割などについてもっと知りたいという思いを深めたり、実際に地域の色々な場所に出かけて行って、様々な人と交流したり、公共の施設を訪れたりすることで、社会とのつながりを意識するようになります。

第3章

こどもの思いや考えを受け止めるための工夫と課題
-こどもの意見の尊重と最善の利益を優先して考慮する観点から-

3-1. こどもの思いや考えを尊重する

POINT

- ✓ こどもが身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中し、やりたいことを繰り返し行うことは、主体的に生きていく上での基盤となるものです。自分が自分として主体的に生きる権利は、誰にも侵害されません。
- ✓ こどもが自分を大切に思えることは、他者の権利や存在も大切に思うことを支えます。また、保育所や認定こども園等において、自分自身の思いや考えが尊重されるということは、自他ともに幸せを実現しようとする関係を構築する土台となります。

何をしたいか、話し合う



こどもに活動に関する意見を聞く機会を設けています。朝、グループごとに集まって、その日にやりたいことや、散歩コースを自分たちで決めたりします。また、1か月ごとの活動に関しても、こどもたちと一緒に話し合い、希望を尊重しています。

こどものやりたい！と一緒に試行錯誤

保育者も、活動を楽しむことが重要！と思っています。

こどもたちの興味から始まった綿の種まき。一緒に育て、秋に綿が実りました。実ったふわふわの綿を目にしたこどもたちから、この綿に色をつけてみたい！と声があがりました。どんな色に染めようか、何を使って染めたらいいのか等、保育者もこどもと一緒に「染め方の方法」について調べ、考え、ワクワクしながら取り組みました。結果、きれいに染まったものもあれば、あまり色が付かなかったものもありましたが、一緒に考えたり、試したり、失敗したり、その度に、こどもからたくさんの意見が飛び交い、一連の流れひとつひとつがとても楽しく、こども達もとても満足そうでした。



日常からの深い関わり



こどもの思いや考えに応じられない時、保育者の言葉がけでも気持ちの整理、折り合いがつかないことも多いです。こどもが何をしたかったのか、思いに寄り添い、表情からもキャッチできるように、日頃からこどもと一緒にあそび、やり取りを楽しむ時間を大切にしています。

こどもの思いや考えにそのまま応じることが難しい時

- 集団での生活や活動の流れの中で、一人一人のこどもの思いや願いにそのまま応じられない時もあるでしょう。
- あるいは、こどものやり遂げたいという気持ちを大切に、こどもが自分なりの満足感や達成感を感じることができるよう援助したつもりであっても、本当にこれでよかったのかな？とモヤモヤを抱くこともあります。
- こどもの思いや願いを叶えることが必ずしも重要なのではなく、そのまま応じられない理由について、こどもに丁寧に説明したり、他の方法がないかをこどもと一緒に考え、工夫し、解決を試みることなどが大切です。

3-2. “こどもにとって何が最善か”を問い続ける



POINT

- ✓ 保育者がこども一人一人の興味や関心に寄り添い、それぞれの思いや考えを尊重し対応する中で、こどもの豊かな経験が着実に積み重ねられていきます。
- ✓ ただし、こども一人一人の思いや考えに応じるということは、必ずしもそれぞれの要求に応えればよいということではありません。こどもが自分自身で、あるいはこども同士で考えるための機会を持つことなどが必要です。
- ✓ また、その時期にそのこどもの中にどのような育ちを期待したいか、そのために必要な経験は何かを考え、その経験が可能となるようにするにはどうしたらよいか、こどもにとって何が最善であるかを常に問い続けることが求められます。

こどもも大人も考え、振り返る機会を持つ

こどもたちが意見を出し合っているなかで、1つにはまとまらないこともあります。その際に保育者が主導して1つにまとめるのではなく、こどもたち同士で、どうするかとことん考えてもらっています。こどもの同士の話し合いで決着することもあります。一方で白熱して、まとまらないまま、時間が終わってしまうときもあります。そんなとき、保育者はこの話し合いはどうしたらよかったのか、こどもにとってどのような活動が一番いいのか、保育を振り返り一緒に考えています。



こどもを「待つ」ことを大切に

「自分でやってみよう！」とする気持ちを大切に、「手伝って」のサインが出るまではゆったり待つようにしています。そのサインは、言葉だったり、泣いたり怒ったりといった感情による表現だったりします。その子のサインが出たら、声をかけて、一緒にやってみたりもしますが、何よりも、こどもが「自分でできた！」という思いが持てることを大切にしています。なかなかうまくいかない時でも、いつでも助けてくれる人がいるという安心感があれば、いろいろな事にチャレンジできるのではと思っています。



職員も、安心できる環境で

保育で迷うことがあれば、園の理念や方針に立ち返ったり、こどもたちにどのような大人になってほしいかについて、職員間で話し合ったりしています。こどもだけでなく、安心できる職場の雰囲気の中で、職員一人一人が思いを伝え合う機会をつくり、価値観のすり合わせを行うことが大事だと思います。

保育者間で意見が衝突することもあります。どちらが正しいかを決めるのではなく、話し合いを重ねる中で、互いの共通点が見つかってきます。保育者自身のこうした体験が、こどもたちの思いや考えを大切にすることに活かされていると考えています。



第4章

園運営全体の工夫

4-1. 園全体の工夫についての参考情報

園全体での継続的な見直し・向上を推進

POINT

- ✓ こどもの意見や思いを受け止め、保育に生かしていくためには、日々の保育を通じた継続的な改善が重要です。
- ✓ 「子どもにとってどうだったのか」という視座から保育を捉え直し、それをもとに保育の改善・充実を図っていく循環が、日常的な保育の過程として、常に繰り返されることに意味があります。

【参考】 厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000631124.pdf>



同僚性の向上

POINT

- ✓ こどもの権利とは何か、こどもの意見や願いを尊重するために、子どもにどのように接するのか保育者間での意識合わせが重要です。
- ✓ 定期的に対話の時間を設ける、書面を活用するなど、日々の業務に合わせて無理のないコミュニケーションの機会を設けることで徐々に意識共有ができるようになります。

【参考】 保育分野の業務負担軽減・業務負担再構築のためのガイドライン

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/4f505001/20231016_policies_hoiku_83.pdf



保護者との対話・連携

POINT

- ✓ 保育所や認定子ども園等における子育て支援は、こどもの最善の利益を念頭におき、こどもの健やかな育ちの実現に向けて、保育と密接に関連して行われます。
- ✓ 保育者は、保護者の思いを受け止めつつ、子どもにとって最善とは何かということと一緒に考える関係をつくっていくことが求められます。

【参考】 在園児の保護者への子育て支援

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4a8f683e-909b-4575-961f-d7f188a9814b/8ce7972e/20231013_policies_hoiku_kosodate-shien-chousa_001079964.pdf



関係機関との連携

POINT

- ✓ 障害のある子どもや外国籍の子どもなど、個別の配慮が必要なこどもの思いや考えも受け止めていくための支援を行うためには、関係機関との連携が必要です。
- ✓ 地域にある他の園、学校、障害者や高齢者施設など、地域には連携・交流できる機関が多数存在します。こうした関係機関を通じて様々な人との関わりを通じ、子どもたちの経験を広げることが重要です。

【参考】 外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究 事例集

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210426_17.pdf



【参考】 保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/bfc73764-a0f7-4bbb-b04b-e63e11829e14/38165ecf/20231016_policieskosodate-shienchousasuishinchosar03-01_h04.pdf

有識者検討委員会 委員一覧

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
保育所や認定こども園等におけるこどもの意見の尊重等に関する調査研究
こどもの意見の尊重推進に向けた有識者検討会

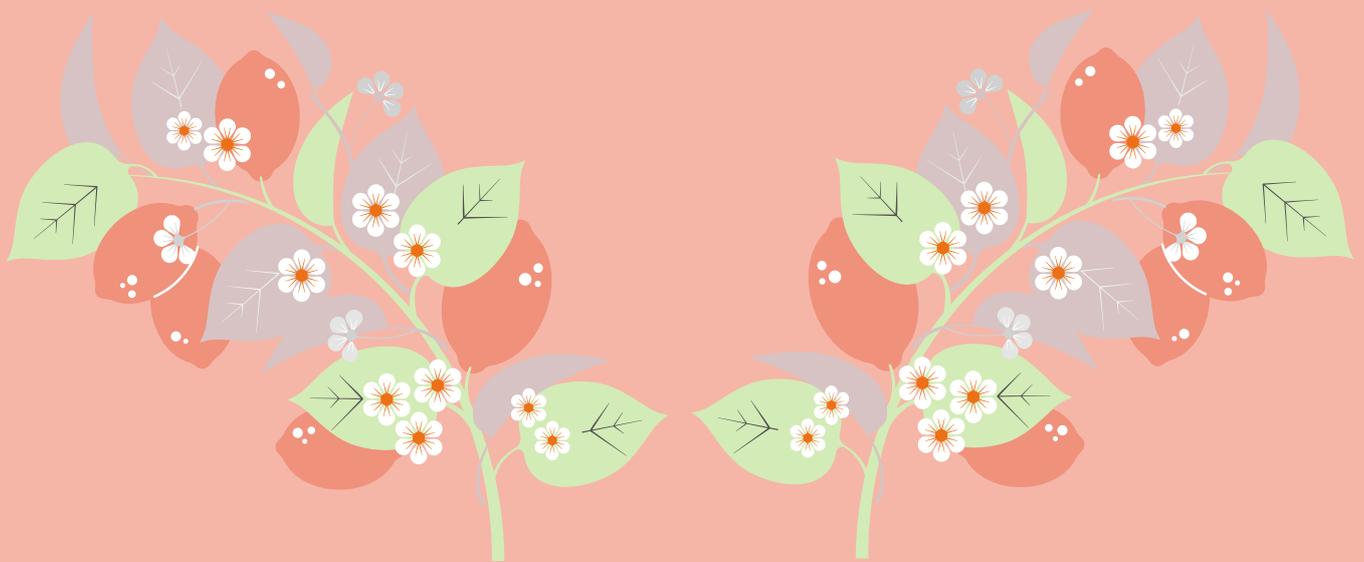
役割	名前	所属
座長	中島 伸子	新潟大学 大学院教育実践学研究科 教授
委員	新井 恵美	川崎市立 梶ヶ谷保育園 園長
委員	有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
委員	小松 孝至	大阪教育大学 総合教育系 教授
委員	天願 順優	社会福祉法人勇翔福社会 コスモストーリー保育園 園長
委員	森田 達郎	社会福祉法人倉梯福社会 さくらこども園 園長

【オブザーバー】

こども家庭庁 成育基盤企画課

【事務局】

株式会社日本総合研究所



令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
保育所や認定こども園等におけるこどもの意見の尊重等に関する調査研究